平成２９年（フ）第２３３６号
札幌市中央区南10条西13丁目２番14―302号
債務者　土生　拓人
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４１号
札幌市西区西町南８丁目４番15―406号
債務者　金森　　崇
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４７号
札幌市中央区北２条西22丁目２番15―207号
債務者　吉村　希美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４９号
札幌市北区北30条西６丁目２番３―402号
債務者　矢野　裕氣
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５３号
札幌市西区二十四軒４条４丁目10番７号　ハイリビング24―203号
債務者　浦川　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６６号
札幌市東区北12条東９丁目２番１号　イーストパークハイツ303号
債務者　後藤　浩之
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５８号
釧路市若竹町４番14号　ハイツ中谷５号室
債務者　岩田　英理
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６０号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目２番地13
コーポミヤサカ103号室
債務者　大沼　朋美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６８号
北海道川上郡標茶町字オソツベツ原野28線55番地４、申立前の住所北海道川上郡弟子屈町高栄４丁目６番４―401号
債務者　山梅　勝幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４１９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩203番地の５　古屋アパート１号
債務者　森川　玲美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
静岡県田方郡函南町平井1690―13　伊豆平和病院、住民票上の住所静岡県三島市梅名551番地の４　パークピア202（前住所）静岡県三島市御園445番地の３
債務者　後藤　新吾
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
静岡県沼津市本字千本郷林1907番地の96
債務者　永井　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
愛知県岡崎市羽根西１丁目１番地１
債務者　天野　景太
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
大阪府泉大津市二田町１丁目13番１―802号
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６４号
大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜228号、前住所大阪府阪南市尾崎町５丁目28番11号
債務者　羽生トシエ
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６５号
大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜228号、前住所大阪府阪南市尾崎町５丁目28番11号
債務者　羽生　法明
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７０号
大阪府阪南市舞４丁目５番11号
債務者　村田　　円（旧姓河端）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係